

自営就農開始支援事業

1 目的

認定新規就農者等が農業経営を開始する場合に必要な機械等の整備に対して、また経営継承によって取得した施設等の改良・改修に要する経費に対して支援をすることにより、初期投資の軽減を図り、もって本県農業の担い手を確保・育成することを目的とする。

2 機械等整備支援

(1) 要件

- ① 認定新規就農者又は認定農業者等。
- ② 農業経営を開始した日から起算して5年以内の者又は新たに農業経営を開始しようとする者。
- ③ 国際水準GAP（美味しまねゴールド等）の認証を取得している、又は1年以内に取得することが確実な者。
- ④ 個人経営体又は一戸一法人であること。

(2) 対象経費

- ① 農業用機械又は施設（ハウス、牛舎等を除く。）の整備に要する経費。
- ② 素畜（繁殖雌牛は5歳齢未満のもの）の導入に要する経費。
- ③ 果樹等の植栽に要する経費。
- ④ 排水改良、土壌改良等の生産基盤の整備に要する経費。
- ⑤ 労働環境整備のための環境衛生施設（トイレ等）の整備に要する経費。

(3) 補助率等

- ①補助率 1/3 ②補助金上限 10,000千円 ③下限事業費 300千円

3 改良・改修支援

(1) 要件

2(1)の要件に加え、

- ① 令和3年4月1日以降に経営継承した者又は経営継承して新たに農業経営を営むことが確実である者。
- ② 本事業で対象とする施設・機械が継承資産活用計画に記載されており、当該施設・機械を所有する者であること。

(2) 対象経費

- ① 経営継承により取得した施設等の改良（栽培品目変更のための改修、換気扇の設置、被害防止装置の設置、作業道の導入など生産性、安全性、作業効率の増加に資すると見込まれるもの）に要する経費。修繕（交換、補修、補強等）については対象としない。
- ② 経営継承により取得した果樹等の改植に要する経費。
- ③ 経営継承により取得した圃場等の排水改良、土壌改良等の生産基盤の改修等に要する経費。

(3) 補助率等

- ①補助率 1/3 ②補助金上限 2,000千円 ③下限事業費 300千円